

**平成 27 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**令和 5 年 11 月
和歌山県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

<input checked="" type="checkbox"/> 行った (実施状況)
【医療分】
・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 27 年度実施分)
・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 28 年度実施分)
・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 29 年度実施分)
・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 30 年度実施分)
・令和 3 年 1 月 和歌山県医療審議会において報告 (令和元年度実施分)
・令和 3 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 2 年度実施分)
・令和 4 年 8 月 22 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 3 年度実施分)
・令和 6 年 3 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 4 年度実施分)
【介護分】
・平成 28 年 8 月 4 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 27 年度実施分)
・平成 29 年 8 月 22 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 28 年度実施分)
・平成 30 年 7 月 10 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 29 年度実施分)
・令和元年 7 月 1 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 30 年度実施分)
・令和 4 年 3 月 29 日 和歌山県長寿対策推進会議において報告 【介護施設等整備 (令和 3 年度実施分)】
・令和 5 年 3 月 29 日 和歌山県長寿対策推進会議において報告 【介護施設等整備 (令和 4 年度実施分)】
<input type="checkbox"/> 行わなかった (行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容
・特になし

2. 目標の達成状況

平成27年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

■ 和歌山県全体（目標と計画期間）

1. 目標

さらなる高齢者の増加に向け、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、急性期から回復期への病床機能の転換が課題である。

そのため、地域医療構想に策定作業を行う「圏域別検討会議」の段階から、急性期から回復期への転換について協議を進め、病床転換を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・平成27年度基金を活用して実施する病床の整備等

回復期 整備予定 237 床／令和7年までの必要量 2,144 床

全病床 削減予定 338 床／令和7年までの削減量 3,034 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

平成26年度計画に基づき、訪問診療を行う医師等の在宅医療従事者確保や容体急変時の入院対応等の在宅医療提供体制の構築に向けた取組みを継続しているところである。これらの取組みに加え、平成27年度計画においては、在宅歯科診療の推進を強化する。

【定量的な目標値】

- ・在宅歯科医療サービスを実施する歯科診療所数 125 か所 → 135 か所

④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取組みを進め、さらに、卒後の研修体制を整備するなど安定的な医師確保に取り組んでいく。

また、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取組みを進めていく。特に、平成 27 年 10 月から看護師等免許保有者の届出制度が始まることを受け、効果的な制度運用を行い、看護職員の確保を図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 医師臨床研修マッチング率向上 76.4% → 90%
- ・ 看護師等免許保有者の届出数 2,400 人
- ・ 歯科衛生士就業者の増 862 人 → 900 人

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・ 地域密着型サービス施設等の整備 20 カ所
- ・ 施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 1,009 床（カ所）
- ・ 介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1 施設
- ・ 介護職員の宿舍整備 1 施設

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)を解消するため、介護職員 300 人の増加を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に県内の中・高校生等に対する介護や介護の仕事のイメージアップ、高校生への介護資格取得支援、福祉関係職員の人材育成、介護職員のスキルアップ及び職場環境の改善を支援することにより介護従事者の確保及び定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・ 介護の仕事のイメージアップ 学校訪問件数 210 校
- ・ 高校生への介護資格取得支援 資格取得者数 240 人

- ・ 国家資格取得等のための勉強会開催 勉強会参加者 600 人
- ・ 喀痰吸引等研修による認定特定行為従事者の養成 390 人
- ・ 職場環境に関する訪問相談 事業所訪問件数のべ 150 件
- ・ 介護ロボットの導入 施設系サービス運営法人の導入率 7 割

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□ 和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

- ・ 平成 27 年度基金を活用して実施した病床の整備等
 - 回復期 67 床
 - 病床廃止 110 床
- ・ 和歌山県における病床数
 - 全病床（一般病床及び療養病床）
12,540 床（平成 26 年度）→ 11,496 床（令和 4 年度）
 - うち回復期病床
1,171 床（平成 26 年度）→ 2,363 床（令和 4 年度）

2) 見解

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成28年度に和歌山県地域医療構想を策定し、その構想の達成に向け、取組を進めている。各区域における地域医療構想調整会議において議論し、医療関係者の相互の理解及び協力の下、医療機能の分化・連携を支援している。

新型コロナウイルスの対応のため病床再編を延期・見直す医療機関もあり、実施医療機関は計画より減少した。

3) 改善の方向性

令和5年度以降に延期となった事業もあることから、計画期間を延長し、引き続き、適切かつ質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携や設備整備等を支援していく。

4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成27年度まで>

在宅歯科診療における口腔ケア機器整備の支援を2診療所に実施

2) 見解

居宅等における医療の提供に関する事業については、在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療を提供する体制を整備しており、県独自の「地域密着型協力病院」の指定も進めている。

在宅歯科診療所や、重症心身障害児に対応できる訪問看護事業所の増加など、在宅医療の提供体制の強化が図られたことが確認できた。

3) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成27年度まで>

- ・歯科衛生士就業者数

862人（平成24年）→ 955人（平成28年）

<事業期間：令和2年度まで>

- ・医師臨床研修マッチング率 76.4%（平成26年度）→78.8%（令和2年度）

<事業期間：令和3年度まで>

- ・看護職員届出制度システムへの看護師免許保有者の登録数

平成27年度134人、平成28年度213人、平成29年度155人、

平成30年度182人、令和元年度136人、令和2年度208人、令和3年度233人

2) 見解

地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところであり、県内の医療従事者数も一定程度の増加が図られたことが確認できた。

3) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

<平成 27 年度>

- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費 138 床 (カ所)

<平成 28 年度>

- ・地域密着型サービス施設等の整備 7 カ所
- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費 391 床 (カ所)

<平成 29 年度>

- ・地域密着型サービス施設等の整備 5 カ所
- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 109 床 (カ所)

<平成 30 年度>

- ・地域密着型サービス施設等の整備 1 カ所
- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 58 床 (カ所)

<令和元年度>

- ・地域密着型サービス施設の整備 令和元年度中の完成なし

<令和 2 年度>

- ・地域密着型サービス施設等の整備 6 カ所
- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 181 床 (カ所)
- ・介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1 施設
- ・介護職員の宿舎整備 1 施設

<令和 3 年度>

- ・地域密着型サービス施設の整備 令和 3 年度中の完成なし

<令和 4 年度>

- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 90 床 (カ所)

<令和4年度までの整備数>

- ・地域密着型サービス施設等の整備 19カ所 進捗率 95%
- ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 967床(カ所) 進捗率 96%
- ・介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1施設 進捗率 100%
- ・介護職員の宿舎整備 1施設 進捗率 100%

2) 見解

計画期間7年目終了時において、概ね100%程度の進捗状況であり、目標達成に向けて、順調に推移しているものと考えます。

3) 改善の方向性

計画目標の早期達成に向けて、施設整備補助及び開設準備経費補助の活用を関係市町村に働きかけていく。

4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：令和2年度まで>

介護職員 300人/年の増加を目標とし、1,436人(※)(介護サービス施設・事業所調査より(H27.4.1~R3.3.31)増加した(達成率478%))

※1,436人の算出方法

令和3年度介護サービス施設・事業所調査をもとに算出される令和2年度都道府県別介護職員数が、令和3年10月末日時点で厚生労働省より提供がないため、過去5年間の介護職員数の伸び率の平均をもとに令和元年度和歌山県の介護職員数(推測)を算出

【計算方法】

平成26年度 19,557人 → 平成27年度 20,487人 伸び率 1.04755%

平成27年度 20,487人 → 平成28年度 20,521人 伸び率 1.00165%

平成28年度 20,521人 → 平成29年度 21,092人 伸び率 1.02782%

平成29年度 21,092人 → 平成30年度 21,883人 伸び率 1.03750%

平成30年度 21,883人 → 令和元年度 24,306人 伸び率 1.11072%

→ 過去5年間の伸び率平均 1.04504% (5.22524/5)

令和元年度 24,306人 × 過去5年間の伸び率平均 1.04504% = 令和2年度 25,400人

(令和2年度 25,400人 - 平成29年度 21,092人) ÷ 3 = **1,436人**

2) 見解

介護職員数においては、目標を達成し、当該計画事業の実施により介護人材確保に関して、一定の事業効果があったと考えられる。

3) 改善の方向性

更なる職員数の増加を目指し、高校生の介護分野への入職促進をより一層図るため、県、県福祉人材センター、及び県老人福祉施設協議会が一体となって、就職率が高い地域の高等学校を直接訪問することにより、在学中の介護職員初任者研修課程の取得促進や職場体験等の参加者増を図る。

また、就職相談会や介護未経験者向けの研修会について、周知方法や開催場所・時期等を試行錯誤するとともに、ハローワークと県福祉人材センター等関係者間の情報連携を強化することや研修等の既受講者に対し、改めて就職相談会への参加を呼びかけることで、就職マッチング数の増加を図る。

上記のような取組を行うことで更なる介護職員数の増加を図っていく。

4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 区域ごとの目標と計画期間

1. 目標

高齢化の進展に際し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

各圏域における回復期病床が、将来の必要量との比較において不足していることから、急性期病床等からの機能転換を促進する。

回復期病床数

和歌山保健医療圏	495 床 (平成 26 年)	→	1,836 床 (令和 7 年)
那賀保健医療圏	198 床 (平成 26 年)	→	261 床 (令和 7 年)
橋本保健医療圏	102 床 (平成 26 年)	→	327 床 (令和 7 年)
有田保健医療圏	94 床 (平成 26 年)	→	148 床 (令和 7 年)
御坊保健医療圏	39 床 (平成 26 年)	→	191 床 (令和 7 年)
田辺保健医療圏	81 床 (平成 26 年)	→	340 床 (令和 7 年)
新宮保健医療圏	162 床 (平成 26 年)	→	212 床 (令和 7 年)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体と同じ。

□ 区域ごとの達成状況

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

回復期病床数

和歌山保健医療圏	495床（平成26年）	→	1,083床（令和4年）
那賀保健医療圏	198床（平成26年）	→	274床（令和4年）
橋本保健医療圏	102床（平成26年）	→	193床（令和4年）
有田保健医療圏	94床（平成26年）	→	233床（令和4年）
御坊保健医療圏	39床（平成26年）	→	123床（令和4年）
田辺保健医療圏	81床（平成26年）	→	347床（令和4年）
新宮保健医療圏	162床（平成26年）	→	110床（令和4年）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体と同じ。

2) 見解

3) 改善の方向性

和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (医療分)】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 730,697 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	医療機関、和歌山県	
事業の期間	平成 27 年度医療介護提供体制改革推進交付金交付決定後～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高度急性期から急性期、回復期、在宅医療に至るまで、患者の症状に応じた適切な医療が提供されるよう、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、病床機能の転換等を推進する。 アウトカム指標： 地域医療構想において必要となる病床数 ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,540 床（H26）→ 9,506 床（R7） ・うち、回復期病床 1,171 床（H26）→ 3,315 床（R7）	
事業の内容（当初計画）	急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、当該転換等のために必要な施設・設備整備を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	必要整備量に対する平成 27 年度基金での整備予定数 ・病床削減 338 床 ・回復期整備 237 床	
アウトプット指標（達成値）	【H28】病床を廃止した上で、介護サービスの確保に寄与する施設に転換 1 医療機関（17 床廃止） 【H29】急性期病床から回復期病床に転換 5 医療機関 191 床（うち 1 医療機関は H28 からの 2 ヶ年事業） 【R1】過剰な病床を削減し、医療提供体制の充実に資する施設に転換 3 医療機関（59 床廃止） 【R2】過剰な病床を削減し、医療提供体制の充実に資する施設に転換 3 医療機関（32 床廃止） 【R3】急性期病床から高度急性期病床に転換 1 医療機関（5 床整備 19 床廃止）、病床廃止に伴う施設処分 1 医療機関（10 床廃止） 【R4】過剰な病床を削減し、医療提供体制の充実に資する施設に転換	

	2 医療機関（59 床廃止）、病床廃止に伴う施設処分 1 医療機関（4 床廃止）、急性期病床から回復期病床へ転換 2 医療機関（67 床整備 47 床廃止）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,540 床（H26）→ 11,496 床（R4） ・うち、回復期病床 1,171 床（H26）→ 2,363 床（R4）
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>不足する医療機能への病床機能転換支援にあたっては、地域医療構想調整会議の合意を要件とするなど、医療機能の分化・連携を地域の医療関係者の理解のもと進める仕組みを構築し、確実に転換支援を実施できている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>病床機能転換等に係る施設等整備にあたっては、各医療機関において入札等を実施することとしており、コストの低下を図っている。</p>
その他	

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況を記載。

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.27】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 一 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	市町村、法人	
事業の期間	平成27年4月1日～令和7年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：2035年度までに施設（民間高齢者施設を除く）17,500床を確保（要介護認定者数の23.6%程度）	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ⑤介護職員の宿舎施設整備に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ・地域密着型サービス施設等の整備 20カ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 1,009床（カ所） ・介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1施設 ・介護職員の宿舎整備 1施設	
アウトプット指標（達成値）	<平成27年度> ・施設等の開設、設置に必要な準備経費支援 138床（カ所） <平成28年度> ・地域密着型サービス施設等の整備 7カ所	

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 391床 (カ所) <平成 29 年度> ・地域密着型サービス施設等の整備 5ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 109 床 (カ所) <平成 30 年度> ・地域密着型サービス施設等の整備 1ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 58 床 (カ所) <令和元年度> ・地域密着型サービス施設の整備 令和元年度中の完成なし <令和 2 年度> ・地域密着型サービス施設の整備 6ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 181 床 (カ所) ・介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1 施設 ・介護職員の宿舎整備 1 施設 <令和 3 年度> ・地域密着型サービス施設の整備 令和 3 年度中の完成なし <令和 4 年度> ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 90 床 (カ所)
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：2035 年度までに施設（住宅型の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を除く）16,600 床を確保（要介護認定者数の 20.4%程度） → 令和 4 年度 14,444 床（要介護認定者数の 21%）</p> <p>(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することは、非常に重要である。</p> <p>(2) 事業の効率性 第 8 次介護保険事業支援計画に基づき、圏域ごとに必要なサービスについて協議を行い、効率的な施設整備を行うことができた。</p>
その他	